

行政書士いわて



第135号 平成27年4月30日発行

発行所 岩手県行政書士会 発行人 田村 格
〒020-0024
岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階
TEL : 019-623-1555 FAX : 019-651-9655
E-mail : info@iwate-gyosei.jp URL : <http://iwate-gyosei.jp/>



岩手県・釜石市が「ラグビーワールドカップ2019」開催都市に決定！

～被災後再営業を待つ宝来館(釜石市)にて、決定を喜ぶ釜石市民 3.2 ～ [写真提供：釜石新聞社]

Contents

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| P1-6 「法教育授業」を開催 | P13 被災地支援活動報告 |
| P7-8 改正入管法に関する研修会報告 | P14 寄稿「今月、この人」 |
| P9 成年後見制度シンポジウム報告 | 岩手県森林組合連合会 代表理事会長 中崎和久氏 |
| P10 ADR研修会報告 | P15-17 本会の動き |
| P11 自動車登録相談員派遣報告 | P18-19 会員の動向・お知らせ |
| P12 女性行政書士サミット参加 | |

盛岡市立米内小学校にて「法教育授業」を開催

総務・経理部長 阿部 芳夫

総務・経理部では、平成26年度における新たな事業として「法教育に関する調査研究」を掲げました。いわゆる「法教育授業」への取り組みです。

今、社会秩序の根幹をなす「法」の大切さが改めて認識されていることから、本会としても何かの形で法教育の実践に取り組むこととした次第です。

しかし、初めての取り組みのため、数回の部会での協議においても先が見えない状態が続きましたが、日本行政書士会連合会第三業務部知的資産専門員の大塚先生のご指導とご協力により、次の内容で法教育授業を実施することができました。

1. 月 日 平成27年2月19日(木)

2. 時 間 14:05～14:50
(5時限目)

3. 場 所 盛岡市立米内小学校

4. 対 象 6年生(17名)

5. 授業内容

- ・「著作権の大切さについて学ぶ」
(4班編成によるグループワーク)
- ・行政書士の仕事について(講話)
- ・著作権総論「おじゃる丸 著作権ってなーに」(動画)
- ・著作権各論(グループワーク JASRAC「O×クイズ」)



以上の内容でありましたが、大塚先生の話では、「著作権」をテーマにした授業は東京会を除くと、全国単位会では初めての試みではないか、とのことでありました。

授業に参加していただいた米内小学校6年生の皆さんからのアンケートでは、著作権に対する理解を深めてくれたことがうかがえる感想が多く寄せられ、また当日の様子については盛岡タイムスにも記事として取り上げられました。



今後においても「法」をより身近なものとするため、引き続き同様の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

結びに、「法教育授業」に関し、いろいろとご指導いただきました東京都行政書士会副会長の常住先生、同会法教育推進特別委員会委員長の山賀先生と副委員長の寺田先生、そして当日会報の取材等でご協力をいただきました広報・監察部の皆様に厚く御礼を申し上げ、「法教育授業」開催の報告といたします。

✿ 米内小学校6年生のみなさんからのメッセージ ✿

授業後にいただいた感想文をご紹介します。(承諾をいただき、原本を掲載しています。)
米内小学校6年生のみなさん、担任の吉田先生、本当にありがとうございました。

先日はお忙しい中、ぼくたちのために、著作権について教えてくださりありがとうございました。

ぼくは、子どもが作ったものにも著作権があることや、作者が世から50年たつと、著作権がなくなることがびっくりしました。

これからは著作権に気をつけて、生活していきたいと思いました。

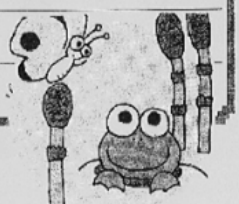
ほんとうにありがとうございました。これからも人のためにかんばってください。

6年
O.Kさん




先日の、情報モラル教室ではおもしろい中、著作権のことについて教えてくださりありがとうございました。おじゃる丸のビデオでは「外国にも著作権がある」ということや、「作品や会を作った人の著作権はその人が亡くなってから50年以上たつと、著作権がなくなる」ということがわかり、とても勉強になりました。〇×クイズでは、面白い問題もあったけれど、いままで矢口なかなこともわかりました。ぼくは音楽を聞くのが好きなので、著作権に気をつけて音楽を聞きたいです。

6年
M.Sさん

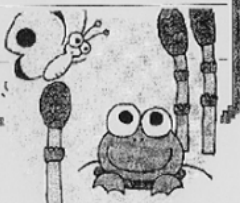
先日は、お忙しい中、私達のために、情報モラル教室を開いて下さり、ありがとうございました。

新聞や、楽譜を、授業で使う時は、コピーをしていいことが分かりました。また、外国のものでも、著作権が発生したり、作品を作った人が死亡後50年たつと、著作権がなくなることなどを初めて知りました。

「おじゃる丸」のVTRや〇×クイズで学べたので、楽しかったです。行政書士さんの仕事はすごいなあと思いました。

これから著作権に気を付けていきたいと思えます。本当にありがとうございました。

6年
K.Aさん



先日は、お忙しい中著作権について教えて下さりありがとうございました。

おじゃる丸の動画とまんざいの動画で分かりやう著作権について学ぶ事ができました。クイズは、③と④の理由を考えるのが楽しかったです。あと、自分の書いた作品にも著作権が発生することが分かりました。

行政書士の先生方のマスクが「ユキマサ君だ」と分かりました。ほんとに楽しかったです。

これからは作品を勝手に使わないようにしたいです。

6年
T.Yさん




2月19日は、お忙しい中、著作権について、おしえて下さりありがとうございました。著作権は、みんなが描いた絵にも、発生するということを、はじめて、知りました。

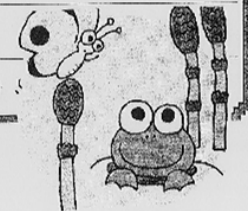
〇×クイズでは4問目はとても難しい、理由を考えるのが大変でしたが、とても分かりやすくおしえて下さったので、すぐには、とくでしました。

これからも、著作権を忘れることがないよう、気をつけたいです。

6年

Y.Sさん

より！



先日はお忙しい中、情報モラル教室を開いて下さりありがとうございました。

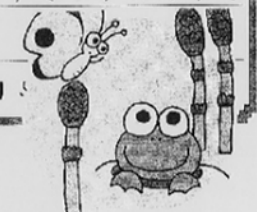
著作権は、人か作った物や本などを勝手に使ったりしてはいけない権利だということ分かりました。そして、外国でも保護されることを初めて知りました。

〇×クイズでは、少し難しかったけれど、楽しく学ぶことができて良かったです。これから、著作権に気をつけて、生活していきたいです。本当にありがとうございました。

6年

S.Mさん

より！



先日はお忙しい中おいでくださり本当にありがとうございました。

難しいものだと思っていましたが、おじや丸の動画で、簡単におもしろくしてくださったおかげでとても分かりやすかったです。

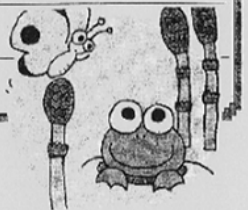
いろいろな事にかかわっていることばっかり事と、違ってはいけない事を学びました。一番楽しかったクイズはQ4の、吹奏楽部で、楽しむ、使ってもらいか、というクイズでした。

これから、著作権に気をつけて、生活していきたいです。本当にありがとうございました。

6年

K.Eさん

より！



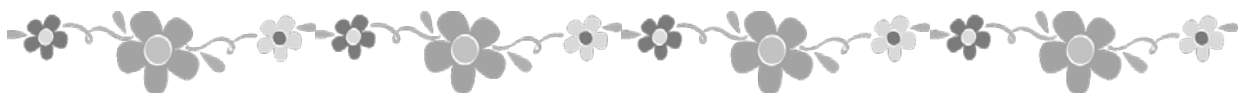
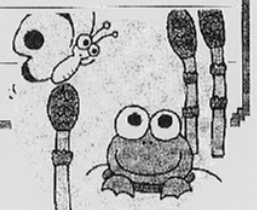
先日はお忙しい中、著作権について教えていただきありがとうございました。

著作権とは物を作ったり、描いたりした人が持っている権利で、著作権は大人でも子供でもみんなが描いた絵にも発生するということや、著作権は創作者が死亡後50年たつとなくなってしまうし、自由に許可をとらなくても使えるということなど、色々なことが分かりました。また、〇×クイズの時の最後の問題が、授業以外ではコピーしてはいけないということを知りませんでした。とてもびっくりしました。本当にありがとうございました。

6年

N.Sさん

より！



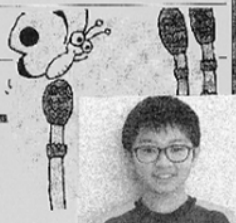
先日は、お忙しい中、著作権について教えて下さりありがとうございました。

今まで著作権についてまちがっておぼえていたけれど本当のことができたので違反しないように気をつけて生きていきたいです。行政書士さんの仕事につくためにも難しい試験をクリアしないとなれないと聞いたので、すごいなあと思いました。本当にありがとうございました。

6年

F.Kさん

より！



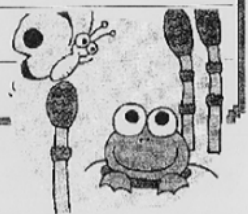
先日はお忙しい中、米内小学校に来て下さりありがとうございました。

わたしは、友だちが描いた絵も著作権があるということが分かりました。死亡後50年たつと、著作権が消えるということも、初めて知りました。学校の授業に使う時は、使ってもいいけれど、部活などでは、楽譜などを配ってはいけないということが分かりました。分かりやすく説明して、下さり本当にありがとうございました。

6年

N.Hさん

より！

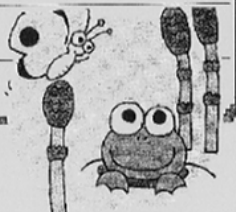


先日の情報モラルでは、「子どもがかいた絵でも著作権は発生する」ということや「死亡後50年たつと消滅してしまふ」ということがわかりました。そして行政書士というお仕事があるんだなという事もわかってよかったです。ぼくは大人になっても著作権という事を忘れないに生きていきたいと思います。先日は本当にいろいろな事をおしえていただきありがとうございました。小学校生活のいい思い出になりました。

6年

M.Yさん

より！

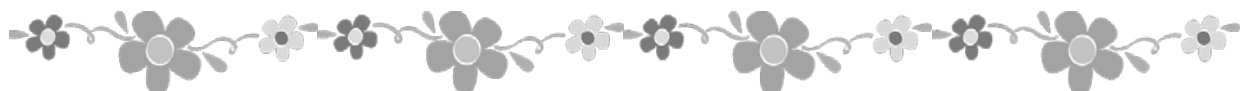
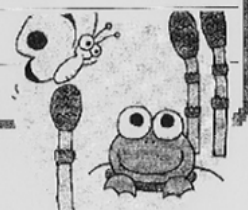


先日は、お忙しい中、米内小に来てくださりありがとうございました。お話を聞いて、動画を見てわかりやすかったです。これはこういうことなんだなあ〜という勉強になりました。たとえば、「授業に使うならコピーして配ってもいい。」など…グループで解く問題は、すごく楽しかったです。とくに、民楽部の練習のために、かくるをコピーしてみんなにあげてもいい？という問題が一番楽しかったです。本当に、教えに来ていただきありがとうございました。

6年

Y.Rさん

より！



先日は、お忙しい中わざわざ東京から来て下さりありがとうございました。情報モラル教室で行政書士さんの集団を見れてよかったです。後、行政書士さんは遺書の手たすけや国家試験がみつよなうたてということが分かりました。著作権は、作者の死亡後50年たつとその権利はなくなるということが分かりました。

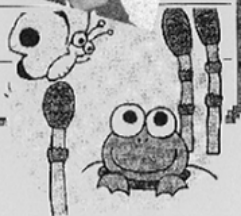
今後も著作権を大切にしていきたいです。



6年

K.Sさん

より！

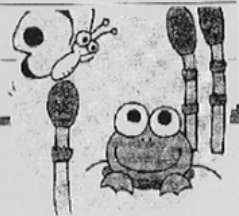


先日は、お忙しい中いらしていただきありがとうございました。情報モラル行政書士さんかいらって著作権のことを教えて下さりありがとうございました。著作権で「おじゃる丸」のVTRでホームページのことで自分のきょくじゃないのにホームページにのせるとみんながみるので「め+」というのかわかりました。〇Xクイズも最後のクイズであたったのでよかったです。先日はお忙しい中ありがとうございました。

6年

U.Kさん

より！



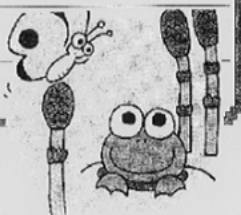
情報モラル教室で、著作権について教えて下さりありがとうございました。

人の物、人の作品を許可なしで人にくばったりするのはいけないことが分かりました。おじゃる丸のVTRで分かりやすく教えて下さりありがとうございました。学校では新聞、楽譜をコピーしてもいいことも分かりました。〇Xクイズの4問目がむずかしかったです。おいそがしい中、米内小学校に来て下さりありがとうございました。

6年

O.Rさん

より！



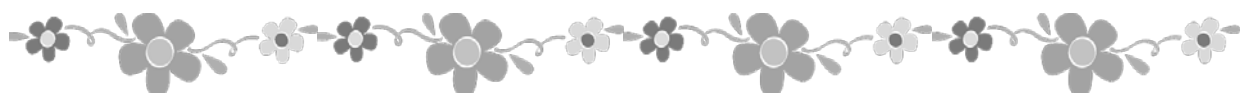
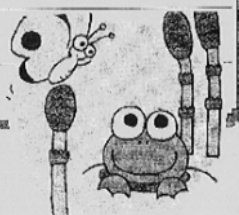
先日は、モラル授業でほかの人の絵や曲は、しっかりときょうかをとってつかうことを教えて下さりありがとうございました。
(C)マークは、まだあやふやだったけれど曲の作った人の情報がわかるので「いいな」と思いました。
こまかにしていいことか、いろいろなることがわかりました。これからほかへ行ってください。

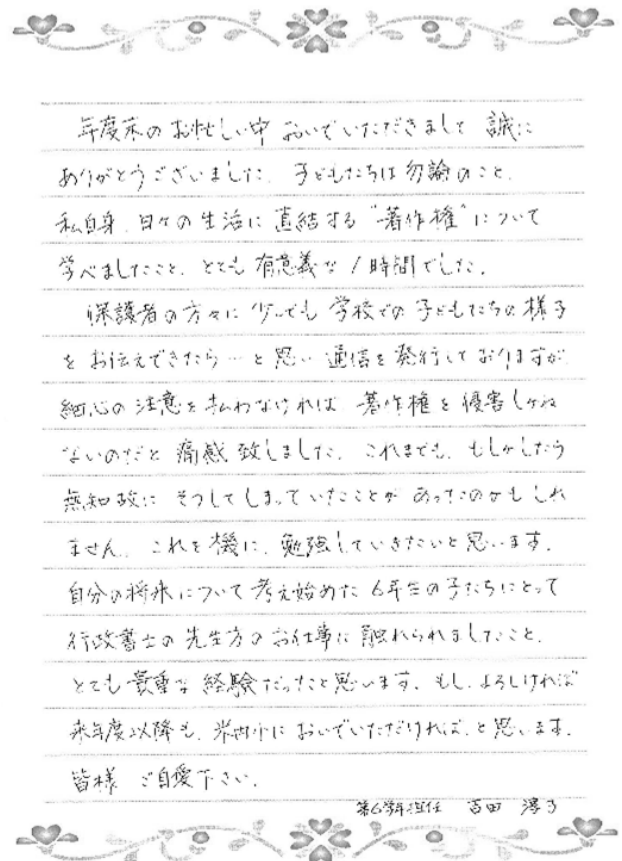
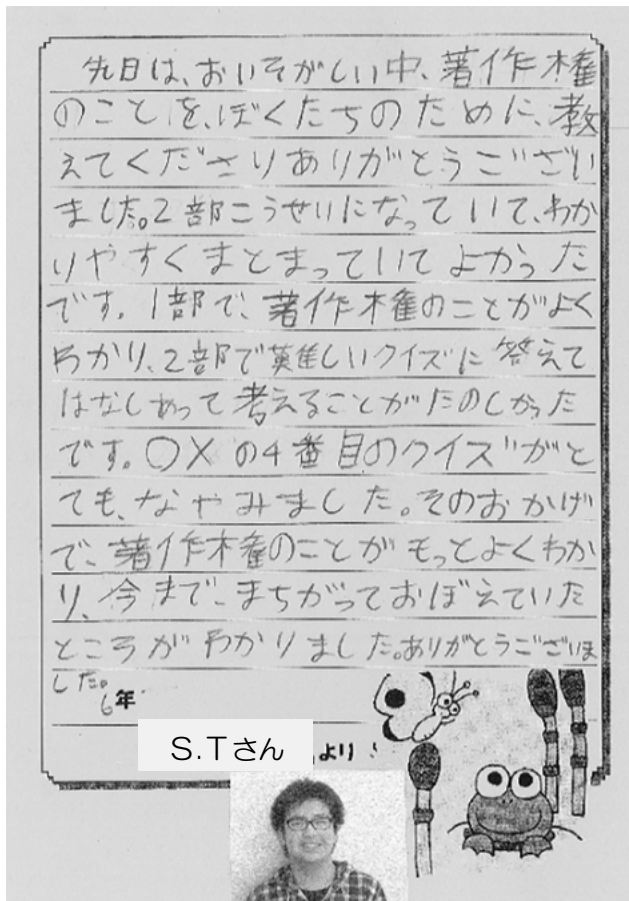


6年

S.Rさん

より！





《TOPICS》

◆ 建設業許可事務の運用の変更について (日行連発第1480号平成27年3月26日付)

建設業許可事務の運用について、以下のとおり変更になっていますので、ご注意ください。

【平成27年4月1日以降の許可事務の留意点について】

- 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について
本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成することとされているが、「顧問」及び「相談役」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととする。
- 登記事項証明書等（規則第4条第1項第5号及び第6号）について
「顧問」及び「相談役」については、「登記事項証明書」及び「市町村の長の証明書」の提出を求めないこととする。
- 役員等の欠格要件の該当性の判断について（許可事務ガイドライン【第8条関係】3.）
「顧問」及び「相談役」について、従来の「役員」と同様に扱うこととしているが、欠格要件に該当した場合、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。
詳しくは国土交通省（土地・建設産業局建設業課）ホームページをご覧ください。

「改正入管法に関する研修会」報告

申請取次管理委員会委員 中澤 弘文

日行連主催「改正入管法に関する研修会」に出席してきましたので、ご報告致します。

1. 日 時 平成27年3月24日 午後2時～午後4時
2. 場 所 シェーンバッハ・サボー（砂防会館別館1階）
3. 講 師 法務省入国管理局参事官室法規係長 植野 真美 氏
4. 研修会の趣旨

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）が、平成26年の通常国会において可決・成立し、同年6月18日に公布されました。これを受けて今回の研修会が開催されました。

（＊印 以下の部分は、注意点として記載しています。）

○ 改正趣旨

経済のグローバル化の中で、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講ずるものです。

○ 改正の主なポイント

〔その1〕 在留資格を整備します。

① 高度外国人材のための新たな在留資格「高度専門職」を創設します。

現在高度人材ポイント制により「特定活動」の在留資格を付与し、各種の出入国管理上の優遇措置を実施している高度外国人材の方を対象とした新たな在留資格「高度専門職第1号」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間（3年間を想定）在留した方を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無制限の在留資格「高度専門職第2号」を設けます。（平成27年4月1日スタート）

② 在留資格「投資・経営」が「経営・管理」へ変わります。

現行の「投資・経営」の在留資格の名称を「経営・管理」に改め、これまでの外国資本との結びつきの要件をなくし、国内資本企業の経営・管理を行うことも同在留資格によってできることになります。（平成27年4月1日スタート）

＊ これにより、「本邦において事業の経営を開始した日本人（日本法人を含む。）に代わって当該事業の経営又は管理に従事する活動」及び「本邦の事業に投資している日本人（日本法人を含む。）に代わって当該事業の経営又は管理に従事する活動」も含むことになります。

③ 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」を一本化します。

業務に必要な知識の区分（理系・文系）に基づく「技術」と「人文知識・国際業務」の区分をなくし、包括的在留資格「技術・人文知識・国際業務」へと一本化します。

（平成27年4月1日スタート）

＊ これにより、「自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動」と「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する活動」の二つになります。 いわゆる「専門士」については、変更はありません。

④ 在留資格「留学」が付与される方の範囲を中学生や小学生まで広げます。

学校教育の場における、低年齢からの国際交流促進に資するため、中学生、小学生の留学生にも在留資格「留学」が付与されます。(平成27年1月1日スタート)

* 監護人、寄宿舎の確保等が必要です。

* 留学する小・中学生の面倒をみることを目的とした親の活動に対して、在留資格を与える予定はありません。

〔その2〕 上陸審査の円滑化に向けた手続を新しく設けます。

① クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続について、円滑化を図ります。

簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可」制度を設けます。

また、フライ・アンド・クルーズには、原則として再入国許可を要しないものとします。

(平成27年1月1日スタート)

② 信頼できる渡航者について、出入国手続の円滑化を図ります。

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し、「特定登録者カード」を創設。

(公布の日から2年6月以内にスタート)

上記の改正が今回行われたため、施行規則、基準省令等も整備されました。

これに伴い、申請書の様式、提出書類等も改正されておりますので、申請に当たっては、入国管理局のホームページをご確認下さい。

- (配布資料) ・「入管法が変わります」(入国管理局パンフレット)
- ・ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要
 - ・ 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令等の概要
 - ・ 高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度
 - ・ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の新旧対照表等
 - ・ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要

《TOPICS》

特定行政書士法定研修・考査(DVD研修)開催日程のご案内

回	科目	時間	開催日	備 考
1	行政法総論	1 時間	8 月 12 日(水)	会場:岩手県産業会館(サンビル) 7階 大ホール (盛岡市大通1丁目2番1号) 定員数:100名
	行政手続制度概説	1 時間		
	行政手続法の論点	2 時間		
2	行政不服審査制度概説	2 時間	8 月 26 日(水)	
	行政不服審査法の論点	2 時間		
3	行政事件訴訟法の論点	2 時間	9 月 16 日(水)	
	要件事実・事実認定論	3 時間		
4	特定行政書士の倫理	3 時間	9 月 30 日(水)	
	総まとめ	2 時間		
5	考査	2 時間	10 月 4 日(日)	会場:リリオ会館3階 イベントホール (盛岡市大通 1 丁目 11-8) 考査受入人数:68名

成年後見制度にかかるシンポジウムに出席して

成年後見制度利用支援委員会委員長 隅田 哲晴

去る平成27年3月2日、虎ノ門タワーズオフィスにて開催されました「成年後見制度にかかるシンポジウム『成年後見制度における行政書士の役割』」に出席いたしましたので、その内容をご報告いたします。

(余談ですが、平成26年10月に日本行政書士会連合会が同所に移転後、初めて足を運びました。東京メトロ日比谷線神谷町駅から徒歩5分ということで、以前の行政書士会館よりもアクセスが良いと感じました。)

このシンポジウムは、日本行政書士会連合会と一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの共催にて行われたものです。

当日は、各単位会の代表者の他、コスモス成年後見サポートセンターの会員や公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ（東京都行政書士会会員が中心となり運営している法人）の会員等、約100名の参加がありました。

野崎清好日本行政書士会連合会副会長の挨拶の後、新井誠中央大学法学部教授・日本成年後見法学会理事長による基調講演『『成年後見の展望と課題』成年後見制度の動向と市民後見人の可能性』がありました。

講演において新井教授は、まず、我が国において成年後見制度がスタートした背景や、制度開始時のイメージと現状との相違点等を、成年後見制度の先進国であるドイツの事例と比較して解説されました。

その上で、現在の我が国における成年後見制度の課題として、補助類型の法定後見や任意後見の増加を目指すべきことや後見人候補者の充実等を挙げられるとともに、法改正の私案等の大胆なご提言もありました。

基調講演の後、田後隆二日本行政書士会連合会第二業務部次長をモデレーターに、新井教授、山崎節子成年後見支援センターヒルフェ副理事長、糸智仁コスモス成年後見サポートセンター研修・相談委員長及び山本敦子コスモス成年後見サポートセンター業務管理委員長の4名をパネリストとして、「成年後見制度における行政書士の役割」と題したパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションは、行政書士は今後も社会貢献の一環として成年後見に取り組むべきか、あるいは行政書士業務として成年後見業務を行う方向を目指すべきか、行政書士として成年後見に取り組むにあたって苦勞する点等をテーマに行われました。

各パネリストからはテーマに沿った意見の他、家庭裁判所や他士業団体との関係のあり方や築き方、日本行政書士会連合会への要望、地域における活動にあたり留意すべき点等、活発な意見交換が行われました。

今回のシンポジウムに出席して感じたのは、専門職後見人が不足する中で行政書士に寄せられる期待です。

超高齢社会に入り、今後もさらに高齢化率が上昇するとみられる我が国において、成年後見が必要とされるケースが増えてくることは明らかです。

このような状況において、「全国に約4万5千人いる行政書士の力に大きく期待したい」という新井教授のお話が強く印象に残ったシンポジウムでした。

ADR事業への取り組みについて

司法ADR研修委員会委員長 廣嶼 文哉

日頃、岩手県行政書士会会員の皆さまにおかれましては、司法ADR研修委員会主催のADR研修会に対し、毎年多数のご参加・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成19年4月1日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が施行されて以来、今年で丸8年が過ぎ、この間、全国で130を超える民間事業者が法務大臣の認証を取得し、ADR事業者として紛争解決手続の調停業務を行っております。

日本行政書士会連合会では、全国各単位会における上記法務大臣の認証取得を、ADR事業の目標に掲げ、平成27年4月15日現在、東京会、愛知会、新潟会、兵庫会、和歌山会、神奈川会、北海道会、京都会、埼玉会、岡山会、香川会、山口会の12単位会が認証を取得しております。また、現在、福島会、奈良会が認証事前協議中あるいは認証申請事前準備中であります。

上記、認証を受けた行政書士会によるADR機関の主な調停取扱対象は、敷金返還等に関する紛争、自転車事故に関する紛争、外国人の職場環境等に関する紛争、愛護動物に関する紛争となりますが、その他、相続に関する紛争や夫婦関係に関する紛争について取り扱っているところもあります。

更に、日行連としては、全国47単位会全てにおいてADR事業を推進するべく、各単位会での当該事業のリーダー役とも言える「ADR調停人講師」養成研修を3年にわたり行っており、本年3月に、その最終回となる研修会が東京で開催されました。岩手県行政書士会からも、毎年、会員を1名ないし2名派遣し、最終回の研修まですべて受講しております。なお、今年度以降の日行連によるADR研修は、オンデマンド研修になる予定とのことです。

ADR調停人講師養成研修は、本来、AD

R機関に必要な調停人を育成するために、その講師役となる者を各単位会に配置する目的で始めましたが、調停人に必要なスキルを身につけることは、ADR機関での調停のみならず、行政書士の通常業務における「顧客の話を聴く」という相談技法の向上に、大変役立つものであります。すなわち、調停人は紛争当事者双方の言い分を聴く際、当事者の話を繰り返したり、言い換えたりしながら、当事者双方の主張をまとめ、論点を明らかにし、問題点を整理し、解決への道筋を作っていくわけですが、このような作業は、我々行政書士が日常行っている相談業務においても、紛争性の有無という違いはあるとしても、ある程度は共通するように思います。

前述の日行連主催のADR研修に、この3月、参加された会員からの報告によると、日行連の北山会長は、顧客との対面において、コミュニケーション不足の行政書士が見受けられるので、各単位会で是非とも会員のためのメディエーション（コミュニケーション）研修としてADR研修を活用して欲しい旨のお話を挨拶の中でなされたとのことです。

現在のところ、岩手会としては諸事情によりADR機関認証申請に取り組むことは予定しておりませんが、会員の通常業務における相談技法の向上に資するべく様々な形でADR研修を開催していきたいと考えております。

お客さまとのコミュニケーションについて、会員の皆さまは皆、それぞれのスタイルを確立されていることとは思いますが、今一度、ADR研修（相談技法等）を受けていただければ、他者とのコミュニケーションにおける新しい視点、捉え方を感じていただけるものと考えます。

今後とも、司法ADR研修委員会によるADR事業にご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

～自動車登録相談員及び軽自動車書類作成アドバイザーのお礼と報告～

業務受託対策委員会委員長 畠山 弘

岩手県行政書士会では東北運輸局岩手支局及び岩手県軽自動車検査協会からの依頼を受け、例年、年度末の繁忙期における自動車登録無料相談員及び軽自動車書類作成アドバイザーを派遣しています。

平成26年度は3月25日から31日の平日5日間、東北運輸局岩手運輸支局及び岩手県軽自動車協会にて行われ、普通自動車は相談員延べ35名（相談件数467件）、軽自動車はアドバイザー延べ10名（相談件数227件）という実績となりました。ご協力頂いた多くの会員各位にお礼申し上げます。

さて、この事業に先立ちまして、当委員会では計4回にわたる相談員向け研修並びに新入会員向けの基礎研修を実施しました。平成26年度は、東北運輸局岩手支局及び岩手県軽自動車検査協会において登録の実務に携わる職員の方々を講師としてお招きして

の開催となりました。

講師と受講者の距離が近く、細かな質問にも丁寧に応じていただき、深い理解が得られた研修になったと感じております。

東北運輸局岩手支局の研修においては、岩手支局のご配慮にて車検場の見学の機会もいただき、貴重な経験となりました。

今後も、本会及び各支部での自動車登録研修に協力すると並行して、新たな改善を加えて実施してまいりたいと考えております。相談員経験のある会員の方々も、知識の再確認として大変有効な研修ですので是非ご参加下さい。

今回研修会に参加された皆さまにおかれましては、今後はご自身の自動車登録業務獲得にご活躍いただきますとともに、今年度以降の相談員として、ご協力いただけますようお願い致します。

【開催した研修】

- 12月11日 第1回自動車登録相談員基礎研修会 受講者25名
「自動車登録相談員実務」
講師：東北運輸局 岩手運輸支局 主席運輸企画登録専門官 上村 史生 氏
- 1月28日 自動車登録業務基礎研修会（新入会員向け） 受講者17名
午前：自動車登録実務に関する基礎（軽自動車）について
午後：自動車登録実務に関する基礎（普通自動車）について
講師：畠山 弘 業務受託委員長
- 2月18日 第2回自動車登録相談員基礎研修会 受講者18名
「変更末梢・移転末梢・変更と番号変更の複合」
講師：東北運輸局 岩手運輸支局 主席運輸企画登録専門官 上村 史生 氏
- 2月24日 第3回自動車登録相談員基礎研修会 受講者17名
「軽自動車の住所変更・名義変更・一時抹消」
講師：軽自動車検査協会岩手事務所 業務課 課長代理 葛西 健二 氏

「第1回 杜の都仙台 女性行政書士サミット」へ参加して

副会長 細川 榮子

近年、女性行政書士の入会者が多くなっており、その活躍が期待されている中で、多くの単位会が女性会員独自の活動をしています。

今般の「第1回 杜の都仙台 女性行政書士サミット」は、宮城会のMJ K 8 6 (宮城県行政書士会女性交流会)メンバーの方々が企画、準備、設営をしてくださり、平成27年2月28日(土)午後1時30分から宮城県行政書士会の大会議室で開催されました。

『未来の社会と女性と自分自身のために、何を夢とするのか、為すべきか、一緒に考えませんか?』との案内に、岩手2名・秋田1名・宮城13名・山形3名・福島2名・新潟2名、合計23名の女性行政書士が参加して開催されました。

岩手会からは、多田恵美子理事・広報監察部長と二人で参加してきました。

東北で、初めて開催された「女性行政書士サミット」は2部構成でした。『第1部』は、**基調講演『女性が活躍する社会を
～仕事と子育て・家族～』**



講師は、新潟県行政書士会会長・日行連政治連盟幹事長 相羽 利子 先生です。

導入で、「女性はコミュニケーションの達人!」と話され、行政書士の将来像を語り、リーダーを目指して欲しい、それを実現するための組織についてのお話。更には「シンボルマークの意味」「仕事で一番こだわるところは」「行政書士と胸を張って自慢できる事は」

などなど、長年にわたり多方面で活躍してこられた相羽先生の、含蓄のある講演はとても素晴らしく、女性に関する話題に留まらず幅広く展開されました。

『第2部』は、「パネルディスカッション」

テーマは、『**現在から未来へ～**

女性行政書士である“私”の使命』

宮城会の中本奈美副会長が進行役となり、福島会・山形会・新潟会・岩手会の古参行政書士4名がパネリストでした。特に、業務歴40年を超す経験豊富な方々の長年の実績を基にした発言(体験談)にはとても説得力があり、大変意義深い内容でした。

サミットの最後に、参加者全員が自己紹介。その後の名刺交換も和気藹々のうちに進められ、笑顔、笑顔の中で終了しました。

参加者の声が、主催者から届いておりますので次に一部をご紹介します。

- ❖初めてお会いする方々でしたが、実力ある先輩方にお会いできて、大変いい経験をさせていただきました。
- ❖女性行政書士がつながりますよう(仕事上)。とても刺激的で大いに励まされました。
- ❖今一度、脳内を活性化して、次のサミットまで健康に気を付けて行政書士として頑張ろう!!
- ❖名実ともに東北六県が揃って、いよいよ女性行政書士の層の厚さが発揮できます。



(写真提供: 宮城県行政書士会女性交流会)

平成26年度被災地支援活動の報告

3.11 復興支援プロジェクト

担当副会長 畠山 弘

東日本大震災発災から4年が経過しました。会員の皆様から多大なご協力を頂き、被災地支援活動を継続することができました。誌面をお借りして感謝申し上げます。

平成26年度の活動報告をいたします。

岩手県行政書士会「なんでも相談会」を、平成25年度から引き続き、毎週第2土曜日に行いました。(相談会の開催地と相談員の延べ人数は右の表のとおりです。)

「なんでも相談会」相談件数は3会場の合計が200件強であり、その内容は「相続・遺言」、「不動産の贈与・売買」、「住宅再建支援制度について」が6割を占めていました。被災した方々が、今後の生活のことを切実に考え始めていることを実感しました。

『なんでも相談会』	開催地	相談員数
	陸前高田市	27名
	釜石市	24名
	山田町	26名
	計	77名

この「なんでも相談会」については、岩手県森林組合連合会より、6月24日に共催の申し入れがあり、8月18日の理事会承認を経て、9月30日に覚書を締結いたしました。

また、平成27年度からは、行政書士会主催であった「なんでも相談会」が、岩手県復興局からの申し入れにより、岩手県復興局主催の専門家派遣事業としてスタートしました。

岩手県復興局では、平日の相談会だけではなく、土日の相談会の開催も計画していたようです。以前、もりおか復興支援センターで毎月第3土曜日に開催していた「なんでも相談会」が岩手県復興局の専門家派遣事業の対象になったことと同様の扱いとなりました。

また、平成25年度から引き続き、岩手県復興局の専門家派遣事業への相談員派遣をいたしました。(派遣先と派遣会員数は右の表のとおりです。)

「なんでも相談会」および「岩手県復興局専門家派遣事業」の相談員の延べ人数は、216名でした。

3.11 復興支援プロジェクトでは、今まで、相談会の実施をサポートしてまいりました。平成27年度は県復興局の専門家派遣事業に協力するとともに「岩手県行政書士会東日本大震災対策本部活動記録誌(仮称)」の編纂を予定しております。

岩手県復興局専門家派遣事業	派遣先	派遣会員数
	法テラス気仙	23名
	法テラス大槌	39名
	陸前高田市役所	5名
	宮古合同庁舎	12名
	釜石市役所	12名
	大船渡合同庁舎	12名
	野田村役場	12名
	もりおか復興支援センター	24名
	計	139名

会員の皆様におかれましては、今後ともご協力をお願いいたします。

寄稿「今月、この人」

『循環型林業』の着実な推進に向けて



岩手県森林組合連合会

代表理事会長 中崎 和久

岩手県森林組合連合会は、昭和16年11月に戦時経済体制（当時）下での木材需給調整機能などを担う団体として設立、戦後の民主的な協同組合運営への変更を経て、昭和53年に成立した『森林組合法』を根拠法に、県下19森林組合を会員とする県連合会として、会員指導、木材販売、林業資材購買、山林調査測量、建築材販売などの業務を行っております。

会員指導の一環として県行政書士会と連携、平成26年に被災森林所有者を対象とした相談会を実施した際には、行政書士の方々に相続、生活再建、各種助成金制度の紹介等、森林管理以外の幅広い内容に対応いただき、相談会の円滑な運営に多大なるご協力をいただいたことに対し、この場をお借りし深く御礼申し上げます。

さて、先の東日本大震災津波では、沿岸地域に立地していた3か所の合板工場が甚大な被害を受けたため、間伐材を中心とした県産材約10万m³の供給先を失い、会員である森林組合の間伐事業実行に大きな影響を与えました。

本会では、平成24年2月開催の通常総会で新たな合板工場建設の誘致を決定、関係者に要望活動を行った結果、北上市に年間10万m³、国産原木100%の工場進出が決定、本年6月から本格稼働を行う予定です。本会としても山元からの生産木を一時貯蔵する『ストックポイント』8か所を新たに整備・設定し、森組系統全体で大型需要に対応できる効率的な木材供給体制を構築することとしております。

このほかに、本県においては稼働中・計画中を含めた木質バイオマス発電施設が合計5か所、必要とされる木質燃料は約40万トンといった試算もあり、県産材は短期間のうちに需要急増する見込です。一方で、長期にわたる木材価格の低迷は林業経営意欲の減退、特にも伐採跡地の再造林停滞を招いており、伐採地に対する再造林率は25%程度に留まっているなど、このままの状況が続けば森林の荒廃が危惧されると共に、40年、50年後に利用できる木材は無くなるのではないかと懸念されます。

地球温暖化防止等、森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、適期・適切な木材の活用が不可欠であり、先人が守り育ててきた豊かな森林を未来に引き継いでいくことが、『森林の保続培養および森林生産力の増進を図る』（森林組合法第1条要約）と規定された森林組合組織の、活動の原点であります。もう一度現状を見直し『植えて育てて利用する』という循環型林業の確立に向け、すべての関係者がしっかりと連携し、地域の森林・林業を守っていかねばならないと強く思う次第であります。

本会の動き

(平成27年1月1日～3月31日)

月 日	行 事	出 席 者 等	会 場 等
1 月 6 日	3.11 復興支援プロジェクト会議	田村格会長以下 14 名	農林会館第2会議室10:00-12:00
	第8回綱紀委員会	田村会長以下 9 名	農林会館 12:30～17:00
10 日	〔コスモスイワテ〕事例検討会	コスモスイワテ支部会員	農林会館 15:00～
14～15 日	日行連 常任理事会	田村会長	
16 日	日行連 新年賀詞交歓会	田村会長	
21 日	「新年のつどい」 第一部(講演会)「活力ある人生」 参加者:52 名 第二部(懇親会) 参加者:41 名	日本行政書士会連合会副会長・ 佐賀県行政書士会会長 遠田和夫氏	ホテルメトロポリタン盛岡 第一部 15:30～17:15 第二部 17:30～
23 日	岩手県産廃協会 新春講演会、新春懇話会	細川榮子副会長	講演会:15:30～17:00 懇話会:17:10～
24 日	日行連 国際業務に関するセミナー	田村会長	
26 日	行政書士試験合格発表		
30 日	第三業務部 知的資産部 DVD 収録	田村会長	日行連
2 月 3 日	第8回総務・経理部会		事務局 10:00～17:00
	日行連 第三業務部会議	田村会長	日行連 13:30～
5～6 日	日行連 常任理事会	田村会長	日行連
6 日	法テラス岩手地方協議会	畠山弘副会長	シーパル大船渡13:30～15:30
16 日	知的資産経営 WEEK2014in 佐賀	田村会長	佐賀県
17 日	日本政策金融公庫来局	細川副会長、畠山副会長 阿部芳夫総務・経理部長	事務局 11:00～
19 日	法教育授業「著作権」 参加者:6年生児童 17 名、教員	田村会長以下 6 名	盛岡市立米内小学校 14:05～14:50
22 日	行政書士記念日		
28 日	第1回 杜の都 仙台女性行政書士サミット	細川副会長、 多田恵美子理事	宮城県行政書士会大会議室 13:00～20:00
3 月 2 日	第9回総務・経理部会	田村会長以下 4 名	事務局 10:00～17:00
	成年後見制度にかかるシンポジウム	隅田哲晴委員長	虎ノ門タワーズオフィス 13:00～17:00
5～6 日	日行連 常任理事会	田村会長	日行連
6 日	〔宮城会〕入管業務に関する研修会	中澤弘文委員以下 5 名	宮城県行政書士会会議室 13:30～16:45
9～11 日	ADR 研修(調停人講師養成研修)	坂本眞悦副委員長	虎ノ門タワーズオフィス
10 日	第4回業務受託対策委員会	畠山副会長以下 3 名	事務局 10:00～12:00
11 日	第5回広報・監察部会:	畠山副会長以下 6 名	事務局 10:00～12:00
13 日	第9回綱紀委員会	田村会長以下 9 名	農林会館 13:00～16:00
16 日	第5回理事会	田村会長以下 11 名	農林会館 7F 第2会議室 11:00～16:00

16～18日	〔日行連〕ADR 研修(総括研修)	坂本副委員長	虎ノ門タワーズオフィス
19日	第三業務部 研修会	田村会長	
20日	岩手県産廃協会 理事会	田村会長	アイーナ 14:00～15:30
24日	第三業務部 研修会聴講	田村会長	日行連
24日	改正入管法に関する研修	中澤委員	シェンパツハ・サホー14:00～16:00
26・27日	日行連 常任理事会	田村会長	

〈各種相談会〉

1月 8日	法テラス大槌相談日	露崎二三男会員	10:30～15:30
10日	なんでも相談会 10:00～15:00	菊池秀範会員、川本史彦会員	シープラザ釜石
		加美山裕会員、及川優晴会員	山田町保健センター
		阿部英男会員、加藤昭雄会員	陸前高田市役所
14日	法テラス気仙	菊池利美会員	10:30～15:30
14日	野田村役場相談会	大澤仁悦会員	14:00～19:00
15日	水沢支部無料相談会	水沢支部会員	奥州市民活動支援センター10:00-16:00
15日	法テラス大槌	廣嶋文哉会員	10:30～15:30
17日	もりおか復興支援センター相談日	高橋正彦会員、二ツ神厚子会員	10:00～15:00
19日	被災者相談支援センター相談日	菊池敏江会員	大船渡地区 10:00～15:00
20日	被災者相談支援センター	永田依津子会員	釜石地区 10:00～15:00
21日	花巻支部無料相談会	花巻支部会員	花巻市役所 13:30～15:30
21日	外国人のための無料相談	中澤弘文会員、佐々木哲会員	国際交流プラザ 15:00-18:00
22日	外国人のための無料相談	広野善弘会員	北上市国際交流ルーム14:00-17:00
23日	被災者相談支援センター相談日	隅田哲晴会員	宮古地区 10:00～15:00
27日	陸前高田市役所相談日	阿部芳夫会員	10:00～15:00
28日	法テラス気仙相談日	多田恵美子会員	10:30～15:30
29日	法テラス大槌相談日	坂本眞悦会員	10:30～15:30
2月 5日	「暮らしと事業」無料相談日	廣嶋文哉会員	カワトク8F 10:00～16:00
	水沢支部無料相談会	水沢支部会員	奥州市民活動支援センター10:00-16:00
	法テラス大槌相談日	田中抄織会員	10:30～15:30
10日	野田村役場相談日	大澤仁悦会員	14:00～19:00
12日	法テラス大槌相談日	中澤弘文会員	10:30～15:30
14日	なんでも相談会 10:00 ～ 15:00	廣嶋文哉会員、菊池英夫会員	シープラザ釜石
		大澤仁悦会員、岩渕渉会員	山田町中央コミュニティセンター
		阿部芳夫会員、上總隼会員	陸前高田市役所
16日	被災者相談支援センター相談日	休石庄太郎会員	大船渡地区 10:00～15:00
17日	被災者相談支援センター相談日	畠山弘会員	釜石地区 10:00～15:00
18日	花巻支部無料相談会	花巻支部会員	花巻市役所 13:30～15:30
	外国人のための無料相談	横山勝会員、村上育美会員	国際交流プラザ 15:00-18:00
19日	水沢支部無料相談会	水沢支部会員	奥州市民活動支援センター10:00-16:00
20日	被災者相談支援センター相談日	加美山裕会員	宮古地区 10:00～15:00
21日	もりおか復興支援センター相談日	横山勝会員、村上育美会員	10:00～15:00

25 日	法テラス気仙相談日	小野寺豊文会員	10:30～15:30
26 日	法テラス大槌相談日	岡田秀治会員	10:30～15:30
	外国人のための無料相談	広野善弘会員	北上市国際交流ルーム14:00-17:00
3 月 5 日	「暮らしと事業」無料相談	千葉捷男会員	カワトク8F 10:00～16:00
	〔水沢支部〕 無料相談会	水沢支部会員	奥州市民活動支援センター10:00-16:00
	法テラス大槌	中屋敷勤会員	10:30～15:30
	法テラス気仙	露崎二三男会員	10:30～15:30
	野田村役場相談日	下道利幸会員	14:00～19:00
12 日	法テラス大槌	広野善弘会員	10:30～15:30
14 日	なんでも相談会 10:00 ～ 15:00	大畑美知子会員、猪又信幸会員	シープラザ釜石
		佐藤昌弘会員、川村喜一会員	山田町中央公民館
		細川榮子会員、阿部英男会員、上總隼会員	陸前高田市役所
	被災者相談支援センター相談日	八幡美和会員	大船渡地区 10:00～15:00
17 日	被災者相談支援センター相談日	菊池敏江会員	釜石地区 10:00～15:00
18 日	〔花巻支部〕 無料相談会	花巻支部会員	花巻市役所 13:30～15:30
	外国人のための無料相談	村上育美会員	国際交流プラザ 15:00-18:00
19 日	〔水沢支部〕 無料相談会	水沢支部会員	奥州市民活動支援センター10:00-1600
	被災者相談支援センター相談日	隅田哲晴会員	宮古地区 10:00～15:00
	外国人のための無料相談	広野善弘会員	北上市 14:00～17:00
21 日	もりおか復興支援センター相談日	高橋正彦会員、ニツ神厚子会員	10:00～15:00
24 日	陸前高田市役所相談日	阿部芳夫会員	10:00～15:00
25 日	法テラス気仙相談日	廣嶼文哉会員	10:30～15:30
26 日	法テラス大槌相談日	坂本眞悦会員	10:30～15:30

〈研修会〉

1 月 21 日	第 6 回業務研修会「離婚・相続について」 講師：弁護士 村井三郎氏	参加者：109 名	ホテルメトロポリタン盛岡 13:30～15:20
28 日	自動車登録業務基礎研修会 講師：畠山弘業務受託委員長	参加者：17 名	自動車会館第一会議室 9:50～15:00
2 月 6 日	第 7 回業務研修会 「公正証書遺言について」講師：公証人 酒井治幸氏 「相続・遺言等の仕事について」講師：三浦寛司会員	参加者：115 名	岩手教育会館 第 1 会議 13:30～16:30
18 日	第 2 回自動車登録相談員基礎研修会 「変更抹消・移転抹消・変更と番号変更の複合」 講師：東北運輸局 岩手運輸支局 主席運輸企画登録専門官 上村史生氏	参加者：18 名	自動車会館 大会議室 14:00～16:00
24 日	第 3 回自動車登録相談員基礎研修会 「軽自動車の住所変更・名義変更・一時抹消」 講師：軽自動車検査協会岩手事務所 業務課 課長代理 葛西健二氏	参加者：17 名	自動車会館 大会議室 14:00～16:00

会員の動向

(敬称略)

入会 おめでとうございます

	岩崎 純一 (H27. 1. 1入会)	北上支部
	常に「サービス業」だということを念頭に置いて、日々学んでいきたいと思っております。他の行政書士さん、士業の方とも連携のとれた仕組み作りをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。	北上市村崎野18地割172番地28 【カラーズ行政書士事務所】
		0197-72-8113
	工藤 重信 (H27. 1. 15入会)	盛岡支部
	高齢により工藤良三が12月に廃業しましたので、このたび登録させて頂きました。良三は、これまで38年間行政書士業務に携わらせて頂きました。引き続き、お引き立て頂きますようよろしくお願い申し上げます。	盛岡市高松四丁目1番8号 【工藤重信行政書士事務所】
		019-662-5222
	菅原 純悦 (H27. 2. 1入会)	盛岡支部
	入会して、その職責の重さを痛感しながらかみ締めて緊張し、新たな気持であります。地域の皆様に貢献できるような行政書士を目指して頑張っております。今後のご指導を宜しくお願いします。	盛岡市本宮四丁目1番24号 【行政書士法人リプル法務盛岡事務所】
		019-601-6238
	藤原 治 (H27. 2. 1入会)	盛岡支部
	2月に入会させていただきました。地域の皆様のお役に立ち、「頼りにされる行政書士」を目指し頑張っております。諸先輩方のご指導含め、宜しくお願いいたします。	滝沢市鵜飼鰯森2番地84 【行政書士藤原おさむ事務所】
		019-687-2580
	柝沢 光芳 (H27. 3. 1入会)	一関支部
	3月に登録入会させていただきました。地域の皆様のお役にたてるよう日々精進して行くつもりですので、ご指導の程、よろしくお願い致します。	一関市東山町長坂字西本町26番地1 【行政書士柝沢光芳事務所】
		0191-48-5571
	中居 純平 (H27. 3. 1入会)	花巻支部
	3月に登録させていただきました。地域の皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。	花巻市東和町土沢6区64番地1 【中居行政書士事務所】
		0198-29-4750
	畠山 信秀 (H27. 3. 1入会)	遠野支部
	3月に入会させていただきました。精一杯がんばります。よろしくお願いいたします。	遠野市中央通り5番10号 【行政書士畠山信秀事務所】
		0198-62-9352

法人設立

変更日	法人名	社員
H27.2.10	行政書士法人リプル法務	下道 利幸 (久慈本所) 菅原 純悦 (盛岡営業所)

変更

変更日	氏名	支部	新事務所所在地	電話番号
H27. 1.15	蒲生 昭右衛門	大船渡	陸前高田市高田町字下和野1番2 市営住宅下和野団地1411号	0192-55-5711

退会

大変お疲れさまでした

H27.3.31 付 立花 實 (盛岡支部)

H27.3.31 付 澤口 良久 (盛岡支部)

H27.3.31 付 菅原 大嗣 (花巻支部)

H27.3.31 付 田頭 正三郎 (二戸支部)

H27.3.31 原田 敬三 (北上支部) 死去・ご冥福をお祈りします

【平成26年度行政書士試験結果】 試験は平成26年11月9日に実施され、試験結果が平成27年1月26日に公示されました。岩手県における結果は以下のとおりです。

試験地	試験場名	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
岩手県	岩手大学	465	363	16	4.41
全国計		62,172	48,869	4,043	8.27

2月22日行政書士記念日 PR活動を実施しました。



内容は以下のとおりです。ご覧
いただけましたでしょうか。
ぜひご感想をお寄せください。

＊「ユキマサくん」を起用したテレビCM
IBC 岩手放送 2月8日(日)～22日(日)

＊IBC 岩手放送「じゃじゃじゃTV」内
での90秒間スポットPR
2月21日(土)放送



平成27年度岩手県行政書士会

会費納入について(お願い)

本年度会費前期分 31,500 円の納期は4月30日と
なっておりますので、よろしくお願いいたします。年会
費 63,000 円一括納入でも結構です。

なお、「岩手県行政書士会支部交付金交付規程」
により、前期分(全期分を含む)については、6月末日
までに納入した会費の1割が、当該会員の所属する
支部に当該支部の事業運営に資するため、交付され
ます。

(総務・経理部長 阿部 芳夫)

＊ 編集後記 ＊

今回の「会報」には、小学生に対する法教育を取り
上げました。この法教育について大きな反響があった
からです。「会報」の発行は、行政書士の活動実態を、
会員をはじめ市民の皆様に広く伝えることにありと思
いますが、このような活動事例を紹介することにより、
行政書士の業務が理解されるよう願っています。

〔広報・監察部 阿部 隆〕